

制 定 の 趣 旨

1 制定の趣旨

農道整備に係る計画基準は、昭和56年に『土地改良事業計画設計基準 計画「農道」』の制定に始まり、平成13年に全面改定した（その後、平成17年、平成19年に一部改定）。

前回の改定から20年以上が経過し、近年の農業経営体への農地集積による地域住民の構成変化、経営規模拡大等の営農形態の変化に伴う交通車両の大型化、生産性向上や維持管理の省力化を図るスマート農業の導入等により、農道に対する安全性や走行性が更に求められている。併せて、ライフサイクルコストの低減を図る機能保全を考慮した維持管理が重要となっている。

このため、これらの状況変化に対応するよう、農業農村の情勢変化、スマート農業等新技術や機能保全への配慮等に関する記述について検討を行い、今般、本基準を改めて制定するものである。

2 制定の経緯

本基準の制定に当たっては、令和5年11月14日に食料・農業・農村政策審議会第3回農業農村振興整備部会に諮問し、同審議会農業農村振興整備部会技術小委員会に付託された。同技術小委員会で2回の審議（令和5年11月30日、令和6年2月2日）を経て、令和6年3月7日に基準（案）が適当である旨を食料・農業・農村政策審議会に報告され、同日付けで食料・農業・農村政策審議会から答申がなされた。

なお、本基準の制定に当たっては、農道に関する専門的な知識を有する学識経験者等を構成員とする「土地改良事業計画設計基準「農道」改定委員会」を設置し、基準（案）の検討を行った。また、検討に当たっては、農村振興局関係課、地方農政局等、国営事業所、土地改良技術事務所、土地改良調査管理事務所、都道府県の土地改良事業関係者等に基準（案）の査読を依頼し、さらに、パブリックコメントにより広く国民から意見・情報の募集を行った。

土地改良事業計画設計基準「農道」改定委員会の構成員は、次のとおりである（所属は令和6年3月時点）。

| | | |
|-----|-------|--|
| 委員長 | 竹内 康 | 東京農業大学 地域環境科学部 地域創成科学科 教授 |
| 委員 | 緒方 英彦 | 鳥取大学大学院 連合農学研究科 教授 |
| 委員 | 小梁川 雅 | 東京農業大学 地域環境科学部 生産環境工学科 教授 |
| 委員 | 坂本 康文 | 鹿島道路株式会社 技術研究所 副所長 |
| 委員 | 鈴木 哲也 | 新潟大学 教育研究院 自然科学系 農学系列 教授 |
| 委員 | 森 充広 | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究部門 施設工学研究領域 領域長 |

3 計画基準について

計画基準は、計画基準が本来有すべき規範性と、技術に求められる即時性、柔軟性、選択性等を確保するため、①基準本文（事務次官依命通知）、②基準の運用（農村振興局長通知）、③基準及び運用の解説、④技術書の四つで構成されている。

これらのうち、地域の特性、個別の現場条件等にかかわらず、全ての計画において遵守すべき事項として、

①基準本文には基本・規範的な事項

②基準の運用には基準本文の具体的な事項

をそれぞれ規定する。

また、①基準本文、②基準の運用に規定した事項について、根拠、背景等を明確にし、それらの適切な運用及び技術の向上を図る観点から、③基準及び運用の解説を整備する。

さらに、①基準本文、②基準の運用で一律に定めない事項、地域の特性、現場の条件等によって選択性のある事項、一般的な技術解説、標準的な計画事例、その他参考となる事項等については、④技術書として整備する。

